

## 板橋保育ルーム事業実施要綱

平成23年3月4日区長決定

(目的)

**第1条** この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定による保育所(以下「認可保育所」という)に対する区民の保育需要の急増を受け、認可保育所を補完するための緊急対策として、時限的に実施する保育事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において板橋保育ルームとは、区が第4条第1項に規定する場所で開催する保育事業をいう。

(対象者)

**第3条** 板橋保育ルーム(以下「保育ルーム」という。)の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育ルームの利用を希望する年度の4月1日現在において満1歳又は満2歳であること。
- (2) 板橋区内に住所があること。
- (3) 保育に欠ける者であること。
- (4) 健康であること。

2 前項の規定に関わらず、区長が特に利用の必要があると認めた者は、この限りでない。

(設置)

**第4条** 保育ルームの実施場所及び定員は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が必要と認めるときは、定員の内訳を変更することができる。

(休業日)

**第5条** 保育ルームの休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育ルームの休業日を変更することができる。

(実施時間)

**第6条** 保育ルームの実施時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、保育ルームの実施時間を変更することができる。

(保育の実施基準)

**第7条** 保育の実施基準については東京都板橋区保育の実施に関する条例(昭和62年板橋区条例第13号)第2条及び東京都板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第12号。以下「児福法施行規則」という。)第4条の2の規定を準用する。

(利用期間)

**第8条** 保育ルームを利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、保育の実施基準に定める期間の範囲内において保護者が希望する期間のうち、区長が必要と認める期間とする。

(保育ルームの利用開始日)

**第9条** 保育ルームの利用開始日は、利用申込みを受け付けた日以降において、区長が保育の実施を必要と認めた日とする。

(利用の申込み)

**第10条** 保育ルームの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、保育ルーム利用申込書(別記様式第1号)にその他必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する申込み(以下「利用申込み」という。)を受理したときは、速やかに当該申込みに係る児童の状況を調査するものとする。

(利用の順位)

**第11条** 保育ルームの利用の順位の決定は、児福法施行規則第4条の2第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第24条第3項の規定に基づく選考」とあるのは「保育ルームの利用の順位」と、「保育の実施を承諾する」とあるのは「利用の順位を決定する」とする。

2 前項の規定による保育ルームの利用の順位の決定には、板橋区保育の実施要綱及び板橋区保育の実施事務運営要領の規定を準用する。

(利用の決定)

**第12条** 保育ルームの利用は、前2条の規定に基づいて区長が決定するものとする。

2 区長は、保育ルームの利用を決定したときは、当該利用希望者に保育ルーム利用決定(変更)通知書(別記様式第2号)により通知する。

3 前項の規定による決定を受けた者(以下「利用者」という。)が保育ルームの利用料を別に定める期限までに納付しないときは、当該期限をもって、利用の決定を解除する。

4 前項の規定に関わらず、区長が必要と認める場合は、保育の実施の解除を猶予することができる。

(利用申込みの不承諾)

**第13条** 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用申込みを不承諾とすることができる。

- (1) 保育の実施基準に該当しないとき。
- (2) 保育ルームの定員に欠員がないとき。
- (3) その他、特に不承諾とする必要があるとき。

2 区長は、利用申込みを不承諾としたときは、保育ルーム利用不承諾通知書(別記様式第3号)により、速やかに当該申込者に通知するものとする。

(利用辞退)

**第14条** 保護者は、保育ルームの利用を辞退しようとするときは、保育ルーム利用辞退届(別記様式第4号)を区長に提出するものとする。

(利用決定の取消し)

**第15条** 利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用の決定に係る児童(以下「児童」という。)の保育に欠ける事由(保護者の求職期間が2月を経過したときを含む。)が消滅したとき。
- (2) 利用者が保育ルーム利用辞退届により、利用の辞退をしたとき。

- (3) 区外に転出したとき。
- (4) その他、特に利用の決定を取り消す必要があるとき。

2 区長は、利用の決定を取り消したときは、利用決定取消通知書(別記様式第5号)により、当該利用者に通知するものとする。

(保育の実施の停止)

**第16条** 区長は、児童が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、保育の実施を停止することができる。ただし、停止することができる期間は、2月を限度とする。

- (1) 疾病により、一時的に保育ルームを利用できないとき。
- (2) その他、特に停止する必要があるとき。

2 保育の実施の停止を受けようとする者は、保育の実施停止申請書(別記様式第6号)を区長に提出するものとする。

3 保育の実施の停止は、前項に規定する届出を受理した日の翌月(受理した日が月の初日であるときは、当月)の初日から行うものとする。

4 区長は、保育の実施の停止を決定したときは、保育の実施停止通知書(別記様式第7号)により、当該利用者に通知するものとする。

(保育の実施に関する調査)

**第17条** 区長は、第10条第2項の規定による状況の調査を適宜行うことができる。

2 利用者は、家庭状況に変化が生じたときは、区長にその旨を報告するとともに、区長から状況調査の依頼があったときは、必要書類の提出等の協力をするものとする。

(利用料の納付等)

**第18条** 利用者は、児童1人につき月額2万5,000円の利用料を区長が指定する期日までに納めなければならない。

2 前項の規定による利用料は、保育ルームの利用期間の初日が、月の初日であるときは当該月の保育の実施に係る分の利用料から納付し、月の途中の日であるときは当該月の翌月の保育の実施に係る分の利用料から納付するものとする。

3 第20条に規定する委託を受けた事業者は、保育ルームの活動に伴う実費費用について利用者から費用を徴収することができる。

(利用料の免除)

**第19条** 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者である場合
- (2) 前年度区民税非課税者である場合
- (3) 第16条の規定により保育の実施を停止されている者である場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、免除を受けようとする日の属する月の前月の10日までに、利用料免除申請書(別記様式第8号)を区長に提出するものとする。

3 第1項第1号に該当する者が前項の申請をする際には、それぞれ、生活保護の受給者であることを証する書類又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

る法律による支援給付受給者であることを証する書類の写しを添付するものとする。ただし、区長は、当該申請書に添付する書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の写しの添付を省略することができる。

- 4 第1項第2号に該当する者が第2項の申請をする際には、同項の申請書に区民税が非課税であることを証する納税証明書の写しを添付するものとする。
- 5 区長は、第1項の規定に基づいて利用料を免除したときは、利用料免除決定通知書([別記様式第9号](#))により保護者に通知するものとする。

(委託)

**第20条** 区長は、保育ルーム事業の実施について、民間事業者に委託して行うことができる。

(委任)

**第21条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 利用の決定その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 利用の決定その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1(第4条関係)

名 称	位 置	定 員
氷川町保育ルーム	板橋区氷川町24番2号	1歳児10名、2歳児10名
高島平保育ルーム	板橋区高島平八丁目30番1号	1歳児10名、2歳児10名
清水町保育ルーム	板橋区清水町72番7号	1歳児10名、2歳児10名